

議案第一号

港区特別区税条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十四年二月二十二日

提出者 港区長 武井雅昭

港区特別区税条例の一部を改正する条例

港区特別区税条例（昭和三十九年港区条例第五十五号）の一部を次のように改正する。

付則に次の一条を加える。

（区民税の税率の特例等）

第十七条 平成二十六年度から平成三十五年度までの各年度分の区民税に限り、均等割の税率は、第十四条の規定にかかわらず、同条に規定する額に五百円を加算した額とする。

2 前項の規定の適用がある場合における第十五条の規定の適用については、「前条の規定によつて課する額」とあるのは、「前条の規定によつて課する額に五百円を加算した額」とする。

付則

この条例は、公布の日から施行する。

(説明)

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）に係る特例規定が設けられた東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第百十八号）の施行に伴い、区民税の均等割額の特例に係る規定を整備するため、本案を提出いたします。